平成３０年（家）第２１３号
和歌山県橋本市東家１－１－15　ファーサードビル２階　紀北はしもと法律事務所
申立人　弁護士　古田　　圭
本籍和歌山県和歌山市中185番地１、最後の住所和歌山市中275番地、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日平成21年12月５日、出生の場所和歌山県海南市、出生年月日昭和10年３月１日、職業不明
被相続人　亡　貴志　全惠
催告期間満了日　平成30年12月７日
和歌山家庭裁判所

平成３０年（家）第１３６号
愛媛県今治市室屋町１丁目２番地19
申立人　瀬野　竜矢
本籍愛媛県越智郡日吉村大字**蔵**敷78番戸、最後の住所愛媛県越智郡朝倉村大字朝倉下、死亡の場所不明、死亡年月日明治41年11月19日、出生の場所不明、出生年月日天保９年４月21日、職業不明
被相続人　亡　額田　無岳
催告期間満了日　平成30年12月10日
松山家庭裁判所今治支部

平成３０年（家）第２１号
高知県四万十市中村一条通１丁目36番地
申立人　木村　　護
本籍高知県四万十市古津賀874番地２、最後の住所高知県四万十市古津賀907番地３、死亡の場所高知県四万十市、死亡年月日平成27年１月20日、出生の場所高知県幡多郡東山村、出生年月日昭和16年９月29日、職業無職
被相続人　亡　東　　正仁
催告期間満了日　平成30年12月28日
高知家庭裁判所中村支部

相続財産管理人の選任中更正

平成２９年（家）第３０００８号
千葉県富里市新橋767番地11
申立人　門馬トキ子
１　主文　当裁判所が平成29年７月26日にした相続財産管理人選任審判中、被相続人の最後の住所が「宮城県角田市梶賀字西二番２番地」とあるのを「宮城県角田市角田字南89番地３　東町住宅１号」と更正する。
２　決定日　平成30年３月30日
仙台家庭裁判所大河原支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成３０年（へ）第７号
大阪市城東区野江１丁目16番４号
申立人　水三島紙工株式会社
代表者代表取締役　谷田　忠嘉
権利を争う旨の申述の終期　平成30年８月24日
平成30年５月２日　　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ａ287580
金額　321,599円
支払期日　平成29年12月５日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社三井住友銀行名古屋支店
振出日　平成29年８月31日
振出地　東京都大田区
振出人　住友ナコフォークリフト販売株式会社
代表取締役　加藤　　成
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２９年（家）第４７８号
茨城県鉾田市滝浜621番地142
申立人　石崎はつい
本籍茨城県鉾田市滝浜497番地、最後の住所不詳
不在者　石崎源次郎
明治23年４月１日生
届出期間満了日　平成30年９月９日
水戸家庭裁判所

平成３０年（家）第２３号
群馬県藤岡市立石新田123番地２
申立人　相馬　博之
本籍群馬県多野郡上野村大字楢原11番地、最後の住所群馬県藤岡市立石新田123番地２
不在者　相馬つねよ
昭和29年４月９日生
届出期間満了日　平成30年９月10日
前橋家庭裁判所高崎支部

平成３０年（家）第１３５７号
宮城県仙台市泉区黒松１丁目21番12号
申立人　新井　秀悟
本籍東京都台東区蔵前２丁目28番地２、最後の住所満州国奉天省（以下不詳）
不在者　新井テル子
大正13年１月25日生
届出期間満了日　平成30年９月５日
東京家庭裁判所

失踪宣告

平成２９年（家）第７８３号
本籍仙台市青葉区新坂町115番地、最後の住所仙台市青葉区新坂町４番１号
不在者　千田　律子
昭和６年10月12日生
平成30年５月３日失踪宣告審判確定
仙台家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第２６８号
本籍静岡県静岡市葵区横山35番地３、最後の住所静岡県静岡市横山12番地の２
不在者　小沢　綱好
明治39年12月30日生
平成30年５月２日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第３８８号
本籍愛知県豊川市御油町行力１番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　福井　重晴
昭和34年８月30日生
平成30年５月３日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所豊橋支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２９年（へ）第１号
山形県長井市九野本1044番地１
申立人　株式会社フューメック
代表取締役　近野　英一
権利を争う旨の申述の終期　平成30年４月26日
平成30年５月１日　　下館簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　１通
手形番号　ＲＦ07582
金額　3,928,273円
支払人　柳田機器株式会社
支払期日　平成29年11月25日
支払地　茨城県結城市
支払場所　株式会社足利銀行結城支店
引受日　平成29年７月10日
引受地　茨城県結城市
引受人　柳田機器株式会社　代表取締役　柳田佳克
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第２９号
山口県下松市大字西豊井1663番地
債務者　有限会社オフィスサンデル
代表者代表取締役　山縣日出人
１　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　　直
４　破産債権の届出期間　平成30年６月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成30年８月31日午後２時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
山口地方裁判所周南支部